

第3章 安心して暮らすための環境づくり

施策3-1 認知症施策の推進〔重点〕

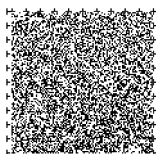
施策の方針

- 認知症施策推進大綱・認知症基本法に則し、認知症当事者が尊厳と希望を持って暮らすことができるよう、また家族等の視点に配慮しながら、「共生」と「予防」を両輪に各種施策を推進していきます。その際、国・東京都の取組を基本としつつ、市の福祉計画・施策との整合、他自治体の動向も踏まえながら、適切な施策管理を行います。
- 認知症にみられる中核症状や行動・心理症状を理解し、認知症当事者・家族の気持ちに寄り添う地域社会を醸成するため、「認知症を知る・学ぶ」機会を積極的に提供していきます。
- 認知症当事者・家族が社会とつながりながら安心して暮らし続けられるよう、地域で見守り・支える体制・仕組みを充実させていきます。
- 認知症は、認知症予防や早期発見・対応による進行緩和が重要であることから、医療・介護や地域の理解・協力の下、早期の支援に取り組んでいきます。

【評価指標】

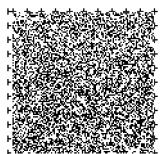
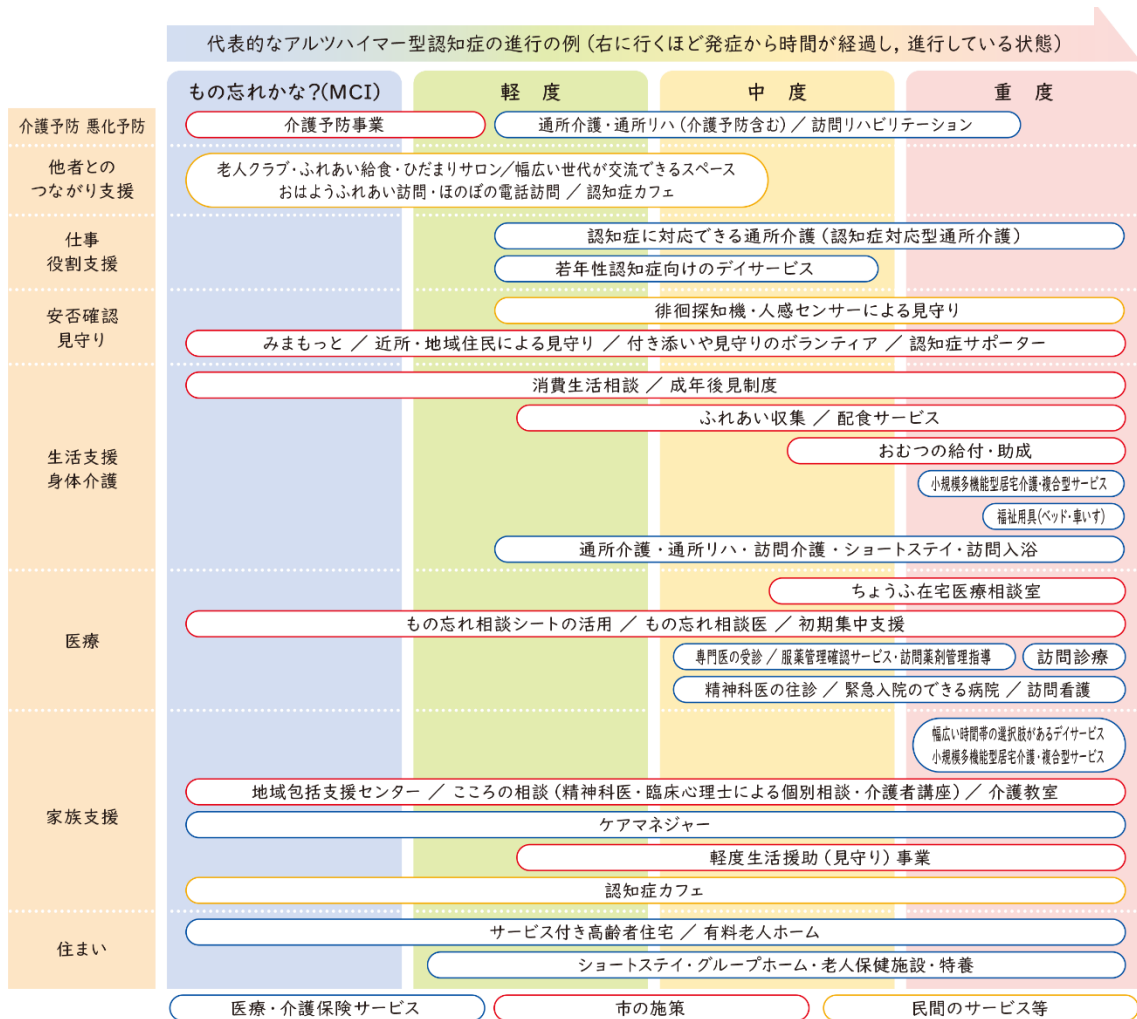
指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
認知症サポーター養成講座 [†] 受講者数（累計）	10,956人	13,891人	16,000人
認知症予防の取組意向 （取り組んでいる、今後取り組む）	—	66.3%	75%
認知症相談窓口の認知度	29.5%	23.7%	35%
認知症カフェの実施（累計）	1か所	3か所	4か所

施策名	(1) 認知症の正しい知識の普及啓発
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の充実の推進に向け、認知症に関する正しい知識・理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の実施を拡大していきます。特に、子ども世代への講座も積極的に実施していきます。 ・認知症当事者とともに活動できる新たな人材を掘り起こすため、認知症サポーターステップアップ講座[†]を充実させます。 ・介護予防講演会や地域包括支援センターが主催する介護教室等で認知症をテーマに取り上げ、認知症を知る・学ぶ機会を広く提供していきます。 ・毎年9月を認知症サポート月間として、イベントの充実、参加者・協力者の拡大を図り、世代を超えて認知症の啓発を行います。



施策名	(2) 早期の支援・相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から開始した「もの忘れ予防検診」の実施状況・効果等を検証するとともに、介護サービス未利用者への早期相談支援、生活・運動習慣等に関する情報提供・改善支援、認知症ケアパス[†]に沿った医療・介護による支援につなげます。また、医師会・地域包括支援センターと連携した受診前後の途切れない支援体制を構築していきます。 認知症当事者・家族等が孤立しないよう、認知症や若年性認知症[†]に係る相談窓口の周知、認知症ガイドブックを活用した普及啓発、認知症地域支援推進員を中心とした相談・支援を推進します。また、個々の状況に応じて、ケアラー支援や権利擁護事業[†]等を含めた総合的な支援に努めます。 認知症疾患医療センター[†]と連携した認知症の早期発見・早期診断・早期治療に努めていきます。また、認知症初期集中支援チームを通じて、認知症の初期段階から包括的・集中的な支援につなげていきます。

【認知症ケアパス（「認知症の進行に応じて利用できる支援の例」抜粋）】

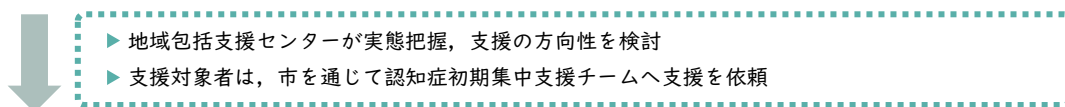


【認知症初期集中支援チーム】

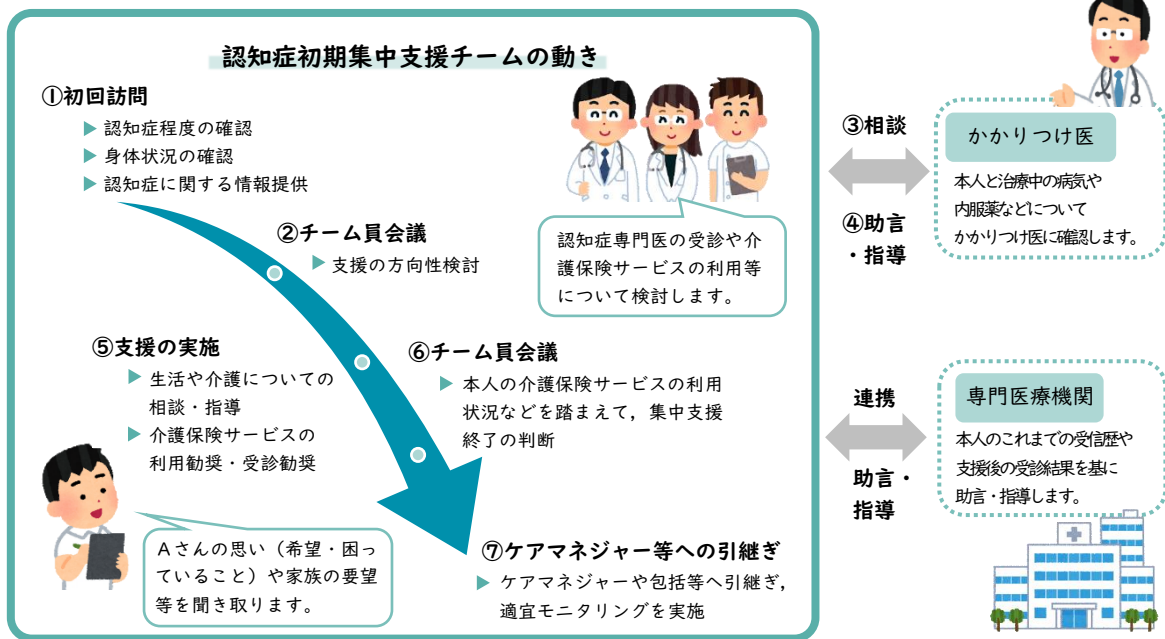
Step.1 相談・通報（周囲の気づき）



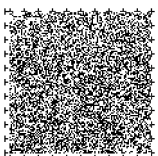
Step.2 実態把握・検討



Step.3 認知症初期集中チームとの連携



施策名	(3) 認知症当事者の意見・意思に基づくまちづくりの推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症になっても以前と変わらない生活が地域で営めるよう，認知症カフェやだれでもカフェ等の社会とつながり続けられる場の充実を図ります。 ・ 認知症当事者の声や希望を反映した活動を展開するとともに，当事者を巻き込む仕掛けづくり・取組を検討していきます。 ・ 認知症の特性を踏まえた介護保険サービス（認知症対応型グループホーム，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型通所介護等）の充実，研修等を通じたサービスの質の向上を図ります。



施策名	(4) 地域で支える仕組みづくり
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市版チームオレンジの育成や声掛け・対応訓練を通じて、認知症当事者・家族にやさしいまちづくりを具現化していきます。 ・交通、金融機関や小売店等の生活に密着した場における対応方法や理解促進を図り、認知症当事者・家族が自立・安心して生活できる地域づくりを推進していきます。 ・認知症徘徊高齢者探知システム[†]の導入（比較）を検証していきます。 ・BPSD[†]の予防・軽減等が期待される認知症ケアプログラムの導入先拡大を図りながら、引き続き、その効果や手法等の検証に努めていきます。また、その他の認知症ケア技法に係る研修・啓発等も検討し、認知症当事者とケアラーの互いのQOLを高める取組を推進します。

【認知症施策推進大綱 概要（抜粋）】

基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

目指すべき社会

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会

CONCEPT①

重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す

CONCEPT②

予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい知識と理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置き、70歳代での発症を10年間で1歳遅らせる

CONCEPT③

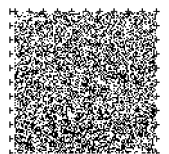
認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を推進

具体的な施策

3つのフェーズ*に合わせて施策を推進

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

* 「認知機能の低下がない人（一次予防）」、「認知機能の低下がある人（二次予防（早期発見、早期治療）・三次予防（重症化防止）」、「認知症の人（認知症バリアフリー）」



施策3-2 情報提供と相談体制の充実

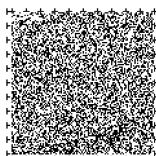
施策の方針

- 市民の適切なサービス利用・選択には、正しい情報の入手・理解と、そのための的確で分かりやすい・丁寧な情報提供・説明が欠かせません。市では、多様な広報媒体・ツールを効果的に活用しながら、各施策・情報を積極的に発信していきます。
- 総合相談窓口である地域包括支援センターと専門相談窓口を適切に使い分けながら、複雑・多様・困難化する家庭問題・地域課題等に対応していきます。
- 地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害福祉分野や児童福祉分野等との連携を広く図りながら、属性・世代を問わない包括的な相談支援の提供、重層的支援体制整備事業の充実に努めていきます。

【評価指標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
くらしの案内～シルバー編～の認知度	25.1%	22.3%	30%
身近に相談できる人や機関はない	2.2%	4.8%	3.0%
地域包括支援センターの認知度	44.0%	39.7%	50%
認知症の相談窓口の認知度	29.5%	23.7%	35%

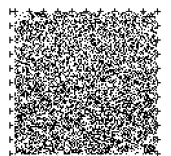
施策名	(1) 情報提供の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市が提供している広報媒体を最大限活用するとともに、「市報ちようふ」については限られた紙面を効率的に活用します。また、家族・親族、友人・知人による「口コミ、誘い、働きかけ」の視点を紙面・サイトづくりに反映していきます。 ・元気高齢者や若年層における生活・家庭環境等の変化を想定した早めの備えを喚起するため、ホームページやインターネットの活用・充実、他事業との連携による広報機会の創出を図ります。 ・既存の各種ガイドブック等の充実と配架場所の増設に努めます。また、いざという時の相談窓口・支援制度をまとめた「高齢者版ケアパス（ガイドブック）」の作成を検討します。 ・情報提供に当たっては、簡潔な文章、平易な表現、整理・選択による情報量の過大防止（優先度）等の見やすいデザインづくりに努めていきます。 ・介護サービス情報公表システム[†]の普及啓発のほか、民間企業等との連携・協働による地域資源情報の見える化を推進していきます。 ・各事業の周知状況や効果を一体的に把握・分析するとともに、提供する情報やターゲット、媒体等を統一的に検証していきます。



施策名	(2) 相談体制の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化・体制整備，普及啓発を進め，地域の総合相談窓口としての一層の充実を図ります。特に，困難事例に対する課題整理や資源開発，電話や訪問等による相談対応を継続して行うほか，包括を支えるネットワークの構築，連携・支援に努めていきます。 ・LGBTQ[†]や8050問題等をはじめとした新たな課題や増加する複合課題に対し，各相談先の専門性と多機関協働を両輪とした相談支援を展開していきます。また，窓口の細分化や関係機関の増加に対し，定期的な場の設置による顔の見える関係性の構築とともに，役割の明確化や課題等の共有を進め，実効性の高い相談体制の構築を図ります。

【主な専門相談先】

○在宅医療	ちょうふ在宅医療相談室，在宅医療・介護連携推進担当（包括）
○健康・心	医師による健康相談事業，高齢者のこころの相談室（医師・臨床心理士），こころの健康支援センター
○認知症	認知症地域支援推進員（包括），もの忘れ相談医，認知症初期集中支援チーム，地域連携型認知症疾患医療センター（青木病院），多摩若年性認知症総合支援センター
○住まい	住まいぬくもり相談室
○ケアラー	地域包括支援センター，社会福祉協議会，調布ゆうあい福祉公社
○経済問題等	調布ライフサポート [†] （社会福祉協議会）
○権利擁護等	ちょうふ地域福祉権利擁護センター [†] （社会福祉協議会），多摩南部成年後見センター，男女共同参画推進センター，市消費生活センター
<p>※市（高齢者支援室，市民相談課，健康推進課，障害福祉課，生活福祉課等）でも各種相談窓口（電話等含む）設置</p> <p>※地域包括支援センターにも各種専門相談員を配置して対応</p>	

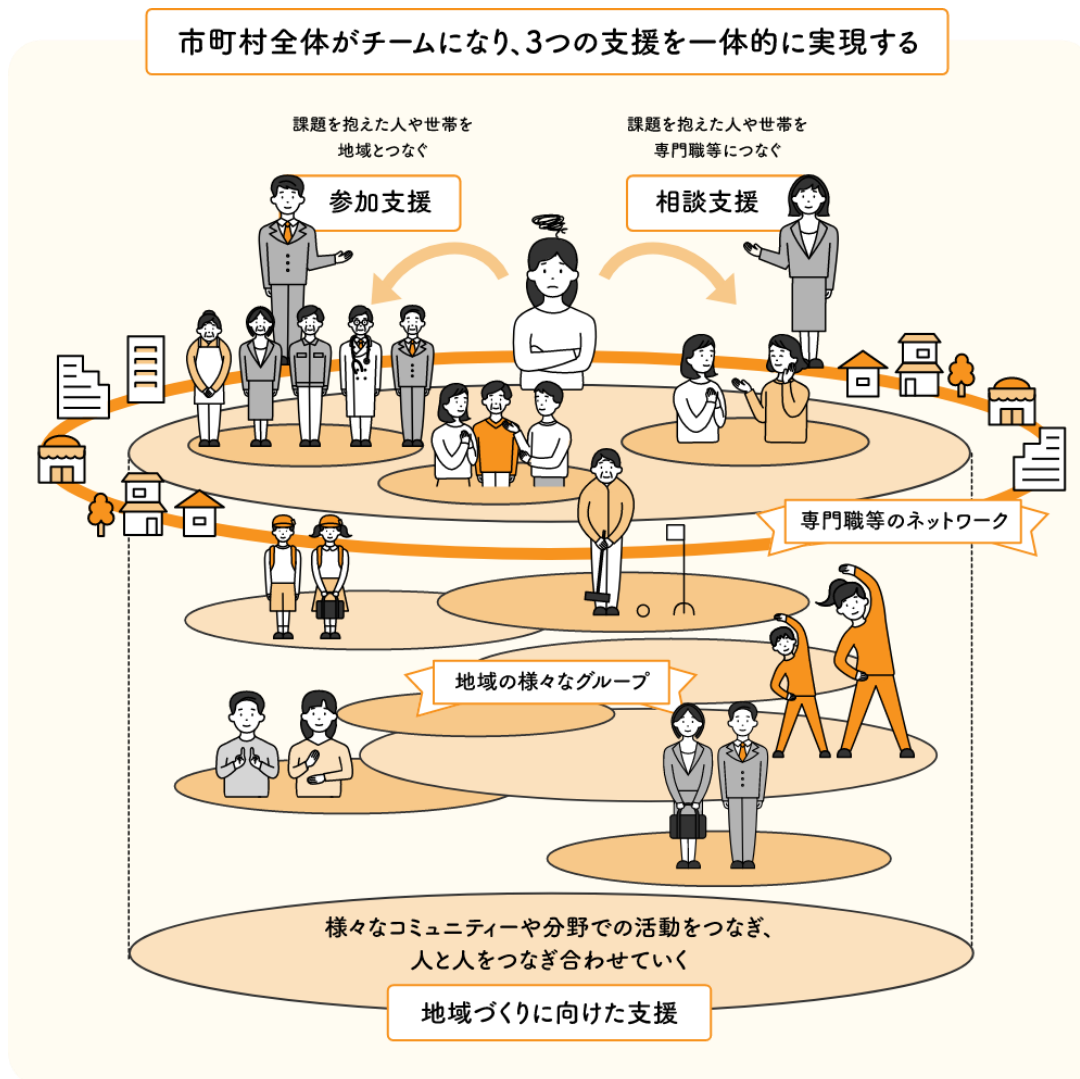


【重層的支援体制整備事業】

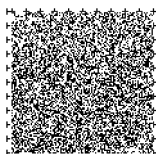
国は、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、地域共生社会の充実に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業を創設しました。

市は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の分野別の支援体制では対応が困難な、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を充実するため、既存の相談支援の取組等を踏まえて、令和5年度に重層的支援体制整備事業を開始しました。

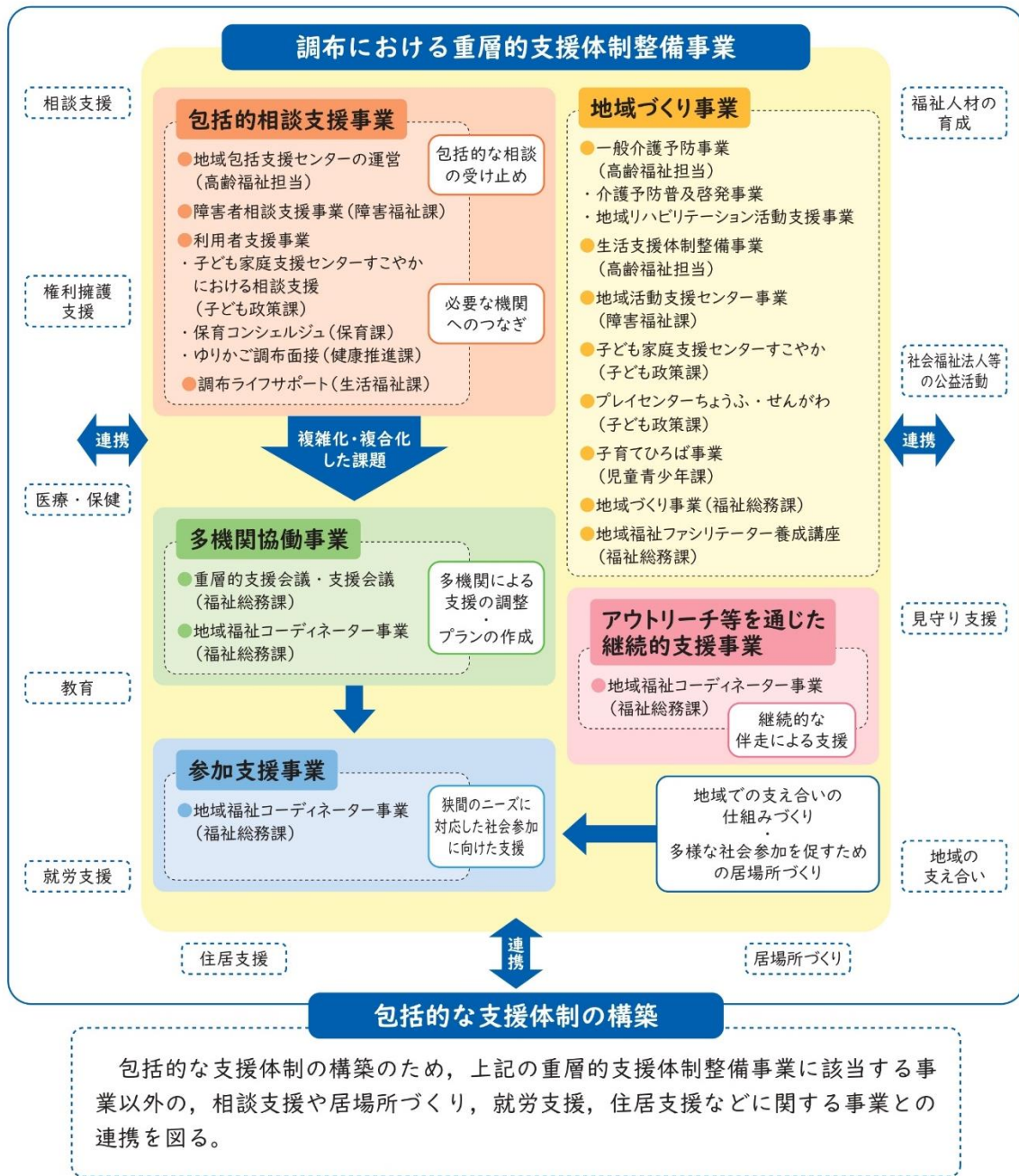
今後も組織横断的な連携により、包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。



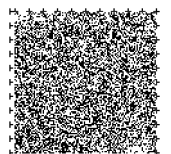
出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」



■重層的支援体制整備事業のイメージ図



資料：調布市地域福祉計画（刊行物番号 2023-240）



施策3-3 在宅生活を支えるサービスの充実

施策の方針

- 在宅で生活する高齢者が安心して生活を続けられるよう、介護保険サービスの補完として市が独自に提供する「一般施策」サービスで支援を行っていきます。
- 「一般施策」サービスは、ケアラー支援の側面もあることから、家族等介護者のニーズも把握しながら、支援の充実・施策の見直しを適切に行っていきます。

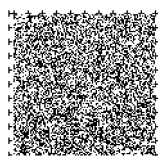
【評価指標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
くらしの案内～シルバー編～の認知度	25.1%	22.3%	30%

施策名	(1) 在宅生活を支えるサービスの周知
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市のあらゆる広報媒体や高齢者等が集まる場・機会において、市の独自サービスを網羅した「くらしの案内～シルバー編～」を活用して広く広報を行っていきます。 ・「くらしの案内」より情報量を抑え、主な相談窓口や支援制度をより分かりやすくまとめた案内等の作成を検討していきます。 ・元気高齢者や家族等介護者（子世代）の方にも関心を持っていただけるよう、新たな周知方法・ツールの活用も含めて検討していきます。

施策名	(2) ニーズに応じた在宅サービスの充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等を通じて、社会状況や家庭環境等の変化に伴う市民ニーズの変化を適切に把握していきます。 ・各種サービスの利用実績による費用対効果や民間活力の導入等を検討していきます。 ・令和5年10月に開始した「中等度難聴者補聴器購入費助成事業」の利用実績・効果を検証・評価していきます。

施策名	(3) 関連団体の活動支援
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に多様な活動の場を提供している関連団体の取組を支援するため、社会福祉協議会とも協働しながら、取組における課題共有・ニーズ把握、担い手支援に努めていきます。 ・老人憩の家、ふじみ交流プラザの適切な運営により、団体・個人の健康増進活動を支援していきます。



施策3-4 虐待防止、権利擁護の推進

施策の方針

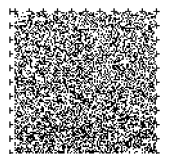
- 全国的に増加傾向にある高齢者虐待については、「予防・啓発」、「早期発見・対応」、「再発防止」の取組が重要となります。関係機関、医療・介護関係者、庁内関係部署と連携しながら、高齢者本人への支援に加え、家族等介護者の心身の負担や感情面への配慮、市民の虐待理解の促進に取り組んでいきます。
- 多摩南部成年後見センターや消費生活センターと連携しながら、高齢者の権利擁護や消費者被害への支援を継続して行っていきます。

【評価指標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
身近に相談できる人や機関はない	2.2%	4.8%	3.0%
相談先の分からない困りごとがある	—	8.6%	7.0%

施策名	(1) 普及啓発・早期対応
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に関するパンフレットや出前講座等を通じて、広く市民に啓発を行い、虐待根絶に向けた意識醸成に市民と一体になって取り組みます。 ・家族等の養護者に対し、在宅サービスやケアラー支援を通じて介護負担の軽減を図り、虐待の未然防止につなげていきます。 ・地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員やみまもっと担当とも連携し、地域における声掛け・見守りネットワークの充実により虐待の未然防止・早期発見につなげていきます。 ・高齢者や家族等介護者と接する機会の多いケアマネジャーや介護サービス事業者等への啓発・研修等を通じ、適切なケアの提供や早期の支援・介入につなげていきます。

施策名	(2) 多機関協働による支援体制の構築
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護、福祉の関係機関と協力し、重層的支援体制整備事業も活用しながら、本人・家族等に対する早期支援を行っていきます。 ・調布市社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業[†]等の権利擁護施策を周知・活用していきます。 ・虐待対応については、被虐待者の安全確保を最優先にチームとして毅然と対応するため、最適なチームの在り方を引き続き検討していきます。その際、警察・弁護士等の専門機関とも連携し、多方面からのアプローチも検討します。



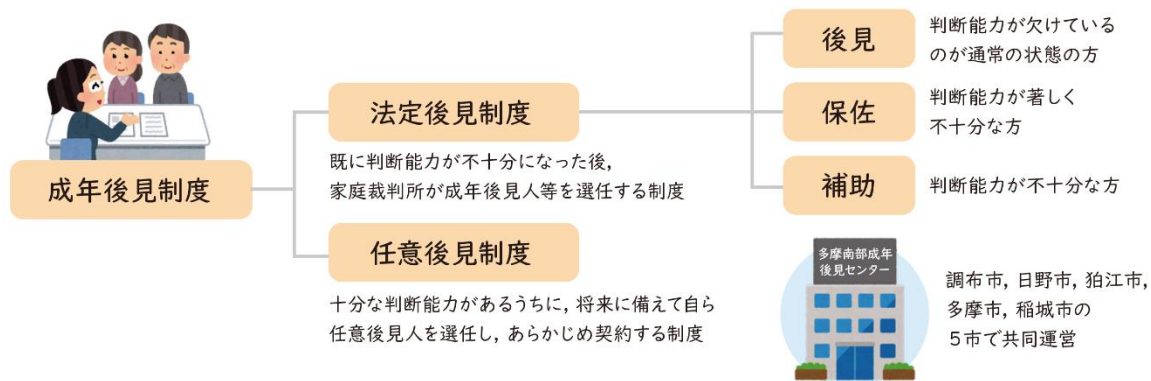
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者のケア疲れや自身の問題等に対し、各種ケアラー支援や臨床心理士等の専門相談等を通じて支援を行っていきます。 ・養介護施設従事者等による虐待を防止するため、養介護施設や職能団体等とも協力し、助言・指導を行います。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	(3) 高齢者一時保護施設の確保
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等により一時保護が必要となる場合に備えて、緊急に受け入れることができる短期入所施設等の確保を進めていきます。

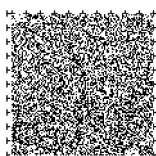
施策名	(4) 成年後見制度の利用促進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症、精神疾患等で判断能力が十分でない方、日常生活に不安を持つ方などが安心して生活を続けていけるよう、権利擁護の普及啓発、成年後見制度等の支援につなげていきます。 ・多摩南部成年後見センター、同センターを運営する5市で連携しながら、成年後見制度の利用促進に努めていきます。併せて、報酬等助成制度[†]を活用した経済的困窮者等への支援、社会貢献型後見人[†]（市民後見人）の育成を図っていきます。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害、発達障害等により、物事を判断する能力が十分ではない方の財産管理や生活を、後見人等が法的に支援する制度のこと



施策名	(5) 消費者被害の防止に向けた取組
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしや日中独居の高齢者を狙う悪質商法等を未然に防ぐため、消費生活センターと連携しながら、消費者被害防止に係る広報・情報提供を行います。 ・日常的に高齢者に接する機会が多いケアマネジャー等の協力の下、消費者被害の特徴理解、消費者被害が疑わしい場合の対応、消費者被害に遭遇した場合の通報・クーリングオフの利用方法などについて、消費生活センターと連携してサポート・支援を行います。



施策3-5 ケアラー支援の充実〔重点〕

施策の方針

- 高齢者の増加や社会環境・生活環境等の変化により、今後も多様なケアラーの増加が見込まれます。また、責任感が強いほど自身の中で問題を抱え、うつ病や自殺等のリスクが増すことから、高齢者本人への支援とケアラー支援の充実を両輪で進めていきます。
- 孤立しやすいケアラーには、早い段階における本人の気づきや支援が肝要であり、そのための情報提供・発信、普及啓発等の取組が重要です。ケアラーの身近な相談先となり得る家族・親族、友人・知人をも想定した幅広い情報発信に加え、利用可能な支援・リソースを分かりやすく・具体的に伝えていきます。

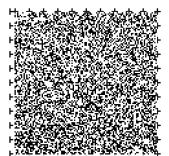
【評価指標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
ケアラーサポーター養成講座 [†] 受講者数（累計）	—	8人*	60人
各福祉圏域1つ以上のケアラー等を支えるグループ活動	15か所	15か所	19か所

*ケアラー学習会の1つとして実施、令和5年度から事業化

施策名	(1) 積極的な情報提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・情報ツール（認知症ガイドブック・サポートブック、ケアラー支援マップ、くらしの案内～シルバー編～等）の充実、配架場所の増設、インターネット等の活用、他事業・イベント・機関等との連携を通じ、ケアラーへの積極的な情報提供・普及啓発を展開していきます。 ・ケアラーのニーズに合わせた介護者講座・介護教室等を開催し、介護について知る・学ぶ機会を提供・拡大していきます。 ・ケアラーの身体的・経済的負担、精神的負担・ストレス等の要因・背景は様々であることから、ケアラーの実態把握・分析を進め、それぞれの課題やニーズに合わせた支援・施策の提供・充実を図ります。 ・他自治体等の取組・事例等も参考に、多様なケアラーに合わせた新たな支援の在り方・連携を検討していきます。

施策名	(2) ケアラーの負担軽減
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラーの多様な選択肢を確保するため、介護保険サービス等の整備を進めます。特に、柔軟・複数回のサービス提供が可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備に努めていきます。

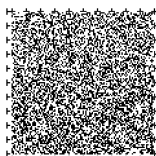
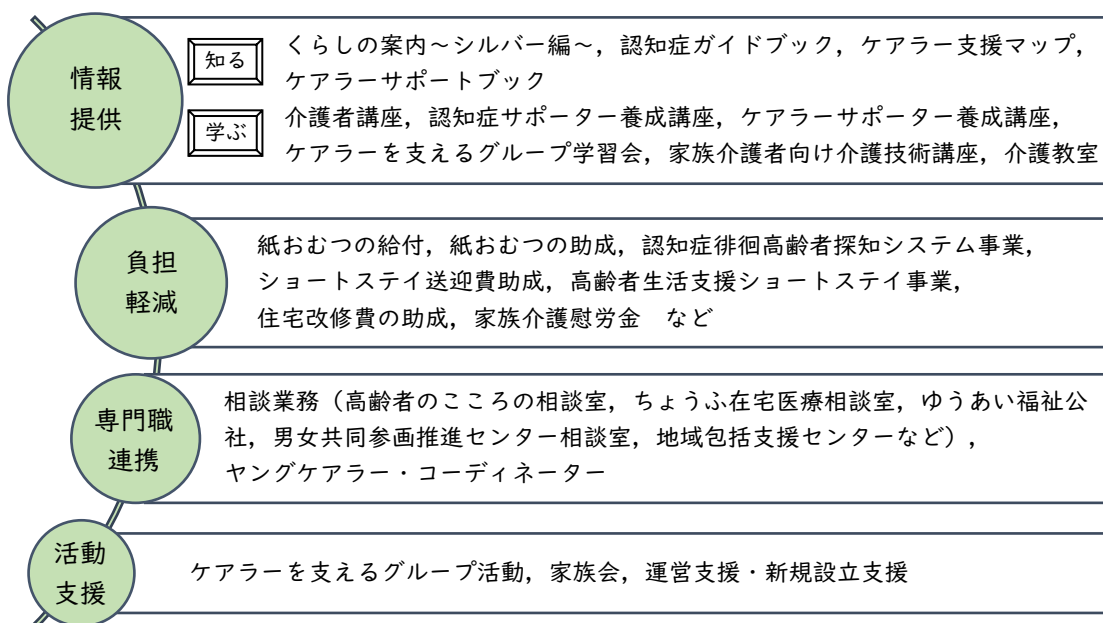


概要	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイト（一時的な休息）に効果的なショートステイの普及啓発・体制確保を進めていきます。 ・市が独自に実施する在宅サービス（一般施策）の充実・見直しに当たって、家族等介護者のニーズを把握・反映していきます。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策名	（３）ケアラー活動団体等との連携・支援
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー団体の活動は、ケアラー同士の情報交換や交流機会を創出し、感情に寄り添ったサポートを行うなど、孤立ししやすいケアラーにとって欠かせない役割を担っていることから、その活動・運営を支援するとともに、情報・課題・ニーズの共有を丁寧に行っていきます。 ・地域支え合い推進員やゆうあい福祉公社、地域包括支援センター等を中心に、ケアラーが気軽に社会参加や相談・情報収集できるための支援・資源開発、認知症カフェや家族会等の地域住民がともに支え合う活動・地域づくりを促進していきます。

施策名	（４）職能団体等との連携促進・普及啓発
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの総合相談支援機能の充実・活用に加え、居宅介護支援事業者や職能団体と連携した情報提供や相談窓口等の周知・紹介を促進していきます。 ・三師会やちょうふ在宅医療相談室とケアラー支援に係る施策検討・情報連携を図っていきます。 ・ヤングケアラーや8050問題など、ケアラーの属性・世代を問わない包括的な支援を進めるため、積極的な他分野連携、重層的支援体制整備事業との協働を促進していきます。 ・ケアラーの心理・精神面をフォローするため、臨床心理士等による専門相談の機会を積極的に提供・周知していきます。

【市内ケアラー支援事業（一例）】



施策3-6 住環境の整備

施策の方針

- 高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、施設等のハード面と居住支援等のソフト面を両輪とした住環境の整備を進めます。
- 各種介護施設等について、ニーズを把握し適正な施設数を整備していきます。
- 住まいに関する相談窓口の設置や支援制度を設け、住宅にお困りの方への支援を行います。

【評価指標】

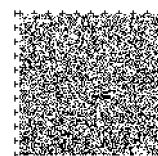
指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
特別養護老人ホームの高齢者人口に対する待機者数の割合	0.92%	0.46%	0.9%未満

施策名	(1) 住環境の整備 (ハード面)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等の施設やサービス付き高齢者向け住宅等の住宅について、人口の伸び率やニーズ等を考慮し、適正な数の整備を目指します。 ・施設の老朽化に伴う改修・建て替え、入所者の一時的な受皿や支援方法を検討します。 ・低額な料金で利用できる軽費施設や介護と医療の一体的な提供施設等については、民間事業者の参入の難しさや利用者のニーズを踏まえて整備の在り方を検討します。 ・施設等において、災害時等にも事業が継続して行えるよう支援制度の充実や円滑な情報共有を図ります。

施策名	(2) 住環境の整備 (ソフト面)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する居住支援について、住宅課との連携強化を図ります。 ・情報提供、相談体制、支援体制等の各種制度について、周知・認知度向上を目指します。 ・調布市居住支援協議会への参画により、総合的な相談・支援制度のさらなる推進を目指します。

【調布市居住支援協議会 (すまいサポート調布)】

低額所得者、被災者、高齢者、障害者や育児家庭等の住宅確保に特に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図り、福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを推進する。同協議会では、関係部署と連携して「住まいぬくもり相談室」を実施し、各種助成事業(住まいぬくもり支援制度)を展開している。



施策3-7 災害・感染症等への備え

施策の方針

- 災害・感染症等の発生時においても、高齢者の心身の健康や生活の質の低下を最小限に食い止めるため、市、地域住民・団体、関係機関・団体、介護保険サービス事業者等の役割を明確化し、途切れない支援・見守り体制の構築を図っていきます。
- 平時から災害時等を見据えた研修・訓練・備蓄等の実施や各種事業・支援におけるオンライン等を活用した多様な取組を推進します。

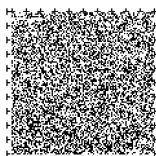
【評価指標】

指標	実績値		目標値
	令和元年度	令和4年度	第9期計画期間中
研修・訓練及びICT導入状況等に係る実態調査	—	—	各1回

施策名	(1) 多様な支援ツールの確保
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「10の筋力トレーニング」を通じ、自宅等で気軽に行える活動を普及啓発します。 ・地域支え合い推進員を中心に、身近な地域における介護予防・交流等の多様な場づくりを促進します。 ・平時から、感染症等への正しい理解や知識の取得、標準的・継続的な予防対策・意識付けを図り、災害時等にも継続できる事業・活動を促進していきます。 ・多様な協力団体・機関（老人クラブ、自治会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業者等）による可能なアプローチ（訪問・電話・配布等）を整理・検討し、柔軟かつ効果的な支援・見守りを継続します。

施策名	(2) ICT等の活用促進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から、オンライン（アーカイブ⁺配信等含む。）による会議・研修等を継続実施します。また、利用が広がる動画共有サービスやSNSを活用した多様なつながりを確保します。 ・災害時の対応力強化に加え、仕事・事業の効率化や連携強化の観点等からも、介護保険サービス事業者等におけるICTの効果的な利用・導入、職能団体・民間企業等との協働・連携を検討します。

施策名	(3) 介護サービス事業所・施設等との情報共有・連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス事業者等における研修・訓練等の実施、リスク把握・検証、備蓄確保の推進を図り、災害時の対応力強化を推進します。また、民間企業等とも連携した連絡ツールの整備・検討、連絡先の把握・整理を進めます。 ・BCP策定の徹底と適切な見直し・改善を啓発します。

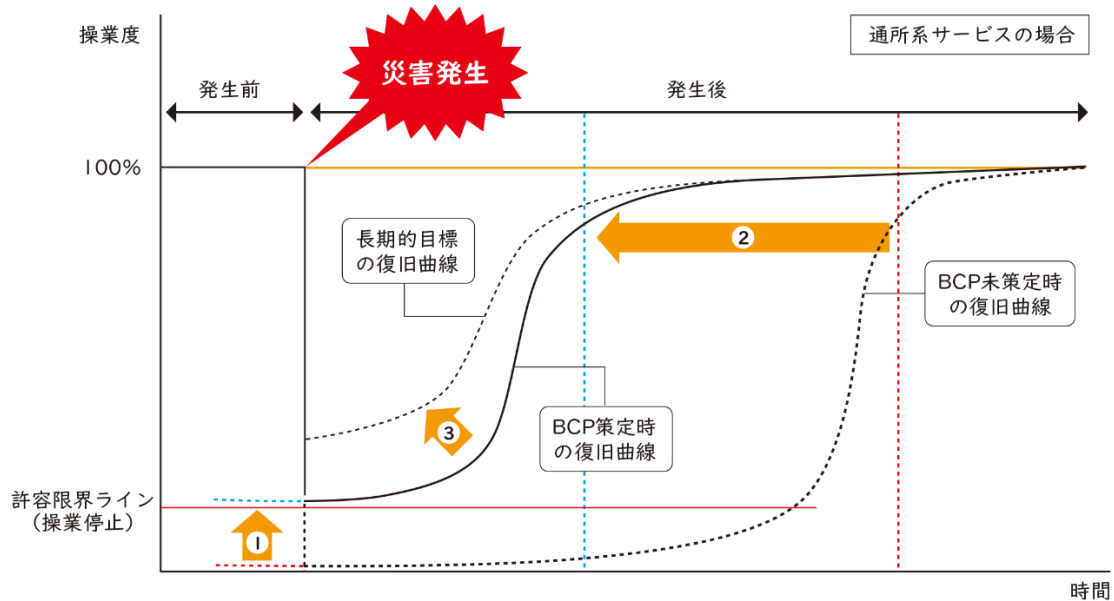


概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職能団体の活動・連携を支援するとともに、協力して災害時等の対応力強化を図ります。 ・ 小規模事業者への支援・フォローを検討します。 ・ 避難行動要支援者[†]や独居高齢者等に係る情報共有，避難支援体制の構築について，ケアマネジャー等との検討を進めます。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【BCP】

Business Continuity Plan の略称であり，業務継続計画などと訳される。

災害等による突発的な経営環境の変化が生じても，「重要な事業を中断させない」という観点から，不測の事態が発生した後の速やかな復旧に係る方針・体制・手順等を示した計画



- ① 操業継続できる許容限界ライン以上で事業を継続させる
- ② 安定操業までに要する時間を短縮させる
- ③ 操業へのダメージをより低減し，復旧期間をさらに短縮させる

施策名	(4) 他職種等との情報共有・連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護連携推進事業を中心に，医療・介護関係者の連携体制の構築・強化を進めます。 ・ 東京都・保健所・地域包括支援センター・社会福祉協議会・庁内関係部署とのオンライン等も活用した機動的なネットワーク強化を進めます。 ・ 感染症禍で築かれた多職種・多機関によるネットワークについて，今後も維持・充実させ，将来に起こり得る災害時等に備えます。 ・ 災害時等におけるきめ細かな見守り・安否確認等には，地域住民・団体の協力・ネットワークが必要不可欠であることから，平時から民生委員・児童委員や自治会，商店街，民間企業等との連携促進を庁内関係部署と連携して進めるとともに，被災想定や役割分担・具体的対応の設定・共有に努めていきます。

